

## 帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画自由ヶ丘第2地区地区計画を次のように変更する。

### 1 地区計画の方針

名 称	自由ヶ丘第2地区地区計画	
位 置	帯広市自由が丘4丁目の一部、自由が丘5丁目の全部、自由が丘6丁目 の一部、自由が丘7丁目の全部、西20条南6丁目の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約22.5ヘクタール	
地区計画の目標	<p>当地区は、帯広市の中心部から南西方向約4.5キロメートルに位置し、組合施行の土地区画整理事業が行われ、道路・公園・下水道等の公共施設を中心とした整備が行われる地区である。</p> <p>そこで、造成後に予想される建築行為について地区計画を定めることにより、建築物用途の混在、あるいは敷地の細分化等による居住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図り、良好な市街地の形成をめざす。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>周辺地域との調和のとれた街づくりを図るため、地区内中央部に位置する区画道路幅員18mに接する街区と、地区南側一街区については一般住宅地区として配置する。</p> <p>その他の地区は、専用住宅地区として用途の純化を図り整然とした街並を形成する。</p> <p>また、地区内には近隣公園及び街区公園を適正に配置する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>当地区には、地区施設として区画道路（幅員4m・6m・8m・9m・10m・12m・16m・17m・18m）と、歩行者専用道路（幅員4m）を配置し整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>専用住宅地区</p> <p>閑静な専用住宅地区として、良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。</p> <p>一般住宅地区</p> <p>住民の利便性を考慮し、住宅のほか中規模な店舗等が立地のできる一般住宅地区として、スペース等の適正な確保と緑化を図り、地区全体で調和のとれた居住環境が形成されるよう規制誘導する。</p>

2. 地区整備計画

地 区 整 備 計 画	地区の名称		自由ヶ丘第2地区地区計画		
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり		
	地区整備計画の区域の面積		約20.7ヘクタール		
	地区施設の配置及び規模		道路		
			区画道路(幅員4m・6m・8m・9m・10m・12m・16m・17m・18m)歩行者専用道路(幅員4m)		
	建 築 物 等 に 関 連 す る 事 項	地区の細区分 (細区分の区域は、計画図表示のとおり)	専用住宅地区	一般住宅地区	
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号の一に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1 専用住宅(建築基準法別表第二(イ)項第1号に定める「住宅」をいう。)ただし、3戸建以上の長屋は除く。</p> <p>2 兼用住宅で理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類する用途を兼ねるもの、学習塾、華道教室その他これらに類する用途を兼ねるもの又は出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房の用途を兼ねるもの(建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅のうち、第3号、第6号及び第7号に定めるものをいう。)ただし、3戸建以上の長屋を除く。</p> <p>3 2戸建長屋で、第1号の専用住宅と前号の兼用住宅からなるもの。</p> <p>4 2住戸の共同住宅</p>		
		建築物の高さの最高限度	9メートル〔高さの算定基準は、南面道路(通路を含む)の路面の中心とする。〕		
		建築物の敷地面積の最低限度	190平方メートル		同 左
		建築物の壁面の位置の制限	<p>北側敷地境界線(隅切部分は除く。)から、建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線までの距離の最低限度は2m。(ただし、出入口がある地階の車庫部分については0.5mとする。)</p> <p>北側を除く敷地境界線(隅切部分は除く。)から建築物の外壁等の中心線までの距離の最低限度は0.9mとする。(ただし、出入口がある地階の車庫部分については0.5mとする。)</p> <p>ただし、附属建物で軒高2.3m以下のものは除く。</p>		同 左

	垣又はさくの構造の制限	門の高さの最高限度は1.5m。 生垣又は高さが1.2m以下の透視可能材料（高さが60cm以下の部分はこの限りでない。）で造られたものとする。	同 左
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>自己の用に供する広告物・看板類で次の要件を満たすもの以外は設置してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一辺（脚長を除く。）の長さが1.2m以内。</li> <li>2 最大表示面積（表示面が2面以上のときはその合計）が1㎡以内。</li> <li>3 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの。</li> <li>4 建築物に固定しているもの。</li> </ol>	
	備 考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	

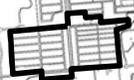
（理 由）

帯広市内の地区計画区域で字名改正が行われた区域について、地区計画の位置表示を変更する。

帯広圏都市計画自由ヶ丘第2地区地区計画 位置図

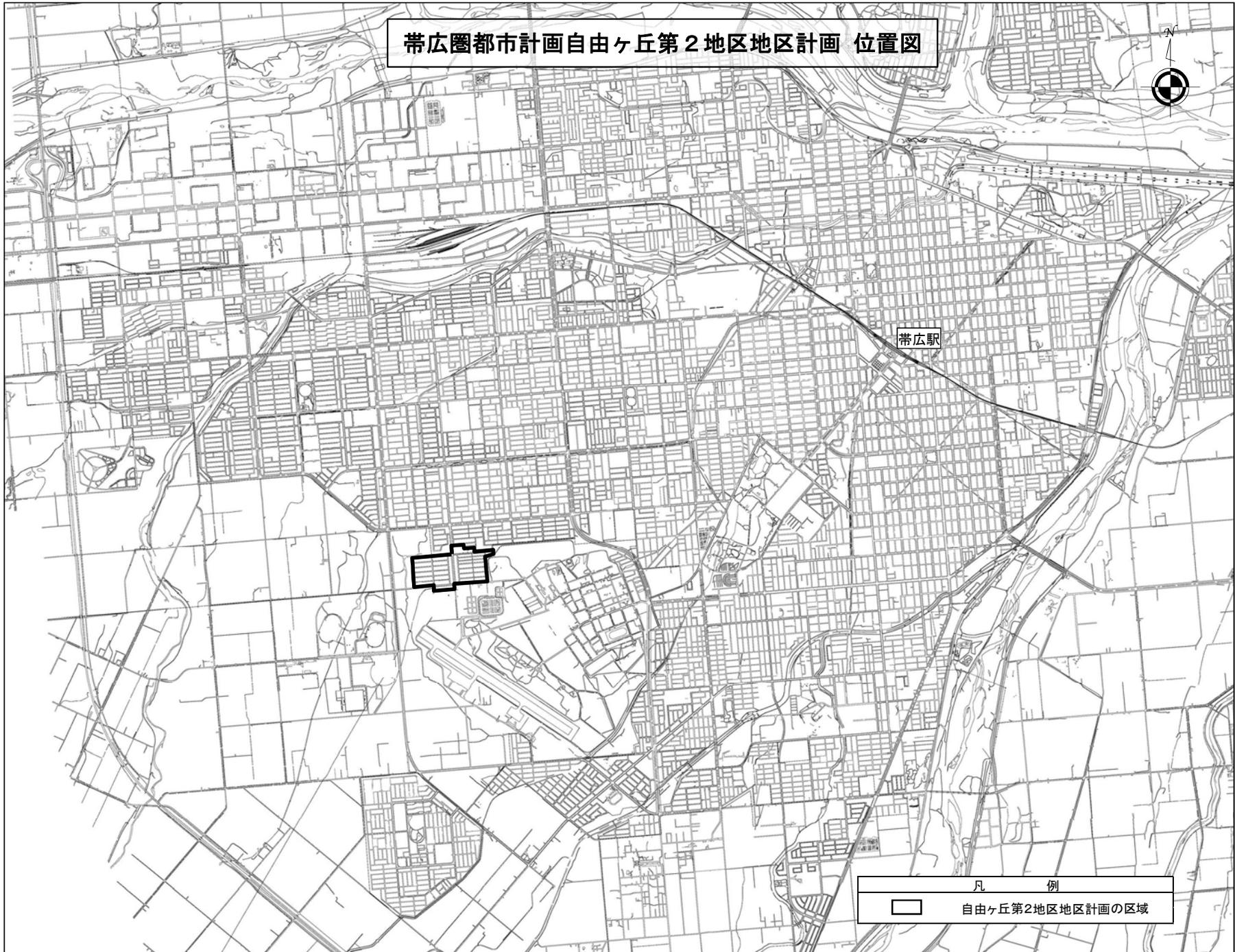


帯広駅



凡 例

	自由ヶ丘第2地区地区計画の区域
---	-----------------



# 計画図

